

石川県立中央病院検体検査業務（一社化分）選定委員会設置要領

（趣旨）

第1条 石川県立中央病院検体検査業務（一社化分）を委託するにあたり、事業者からの提案内容を審査し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定するため、石川県立中央病院検体検査業務（一社化分）選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、石川県立中央病院医療技術部長をもって充てる。
- 3 選定委員会の委員は、以下に掲げる職にある者とする（人事異動等により以下の職にある者が交替した場合は、後任者が委員となる。）。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係課、関係団体及びその他院内職員に選定委員会会議への出席を要請し、採点審査への参加または意見聴収を求めることができる。

- (1) 石川県立中央病院 副院長
- (2) 石川県立中央病院 医療技術部長
- (3) 石川県立中央病院 医療技術部検査室長
- (4) 石川県立中央病院 管理局長

（任期）

第3条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

（会議）

第4条 委員長は、選定委員会の議長を務める。委員長が欠席の場合は、出席委員の互選によってその都度議長を選出する。

- 2 選定委員会の開催は、委員長が必要に応じて招集する。委員長に事故あるときは、他の委員が招集することができる。
- 3 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の評価点数に基づき、別に定める審査基準をもってこれを行う。

（委員の責務）

第5条 委員は、直接的、間接的を問わず、企画提案者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。

- 2 委員は、直接的、間接的を問わず、企画提案者から特別な援助、利益等を享受してはならない。
- 3 委員が企画提案者（法人の場合は役員を含む。）と特別の利害関係を有する場合は前条に定める議決権を有しない。
- 4 委員その他の関係者は、選定委員会の内容またはその職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 選定委員会の事務局は、中央病院管理局総務課に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年9月9日から施行し、令和6年度における選定委員会の開催から適用する。